

第 151 回 定時株主総会招集ご通知

● 開催日時

2017年（平成29年）5月23日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時）

● 開催場所

大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

目 次

P 1	▶ 第151回定時株主総会招集ご通知
P 5	▶ 株主総会参考書類
	第1号議案 剰余金の処分の件
	第2号議案 取締役11名選任の件
	第3号議案 補欠監査役1名選任の件
	第4号議案 役員賞与支給の件

（第151回定時株主総会招集ご通知添付書類）

P19	▶ 事業報告
	1. 企業集団の現況に関する事項
	2. 会社の株式に関する事項
	3. 会社の新株予約権等に関する事項
	4. 会社役員に関する事項
	5. 会計監査人の状況
	6. 会社の体制及び方針
P44	▶ 計算書類等
P48	▶ 監査報告書

株式会社 **高島屋**

証券コード：8233

株主各位

大阪市中央区難波5丁目1番5号

株式会社 **高島屋**
取締役社長 木本 茂

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり第151回定時株主総会を開催いたしますので、ご出席くださいますよう
ご案内申し上げます。 敬 具

記

日 時 2017年(平成29年)5月23日(火曜日)午前10時
(受付開始：午前9時)

場 所 大阪市中央区難波5丁目1番60号
スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

会議の目的事項

報告事項

1. 第151期（2016年(平成28年)3月1日から2017年(平成29年)2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期（2016年(平成28年)3月1日から2017年(平成29年)2月28日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役11名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 役員賞与支給の件

招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、**2017年(平成29年)5月22日(月曜日)午後5時まで**に議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【郵送による議決権行使の場合】

後記株主総会参考書類(5ページから18ページ)をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社の指定する議決権行使ウェブサイト<http://www.evotep.jp/>にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載されたログインID、仮パスワードをご利用になり、後記株主総会参考書類(5ページから18ページ)または議決権行使ウェブサイトに掲載しております株主総会参考書類をご検討の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。インターネットによる議決権行使に際しましては、後記4ページを必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとお取り扱いいたします。

また、議決権行使書とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

以上

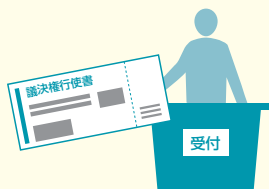
-
- 当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票にかえさせていただきます。お手数ながら同用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - 次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載していません。
 - ① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
 - ② 連結計算書類の連結注記表
 - ③ 計算書類の株主資本等変動計算書
 - ④ 計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
 - 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト<http://www.takashimaya.co.jp/>に掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

5ページから18ページの株主総会参考書類をご検討のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2017年5月23日 (火) 午前10時

郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案に賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2017年5月22日 (月) 午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



議決権行使サイト <http://www.evotep.jp/>

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイトにアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2017年5月22日 (月) 午後5時まで

機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームをご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト<http://www.evotep.jp/>にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。)

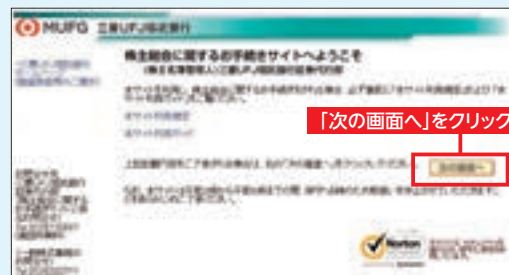
インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」及び「仮パスワード」を入力する必要がありますので、ご確認ください。

ご注意事項

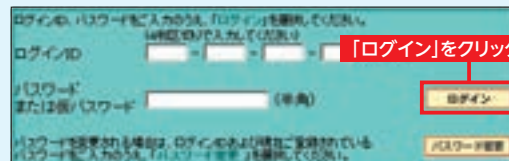
- 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い
 - ・ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
 - ・ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご利用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

議決権行使サイトのご利用方法

- 1 議決権行使サイト<http://www.evotep.jp/>にアクセスする



- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



以降は画面の案内に沿って議案に対する賛否をご入力ください。

次回からの招集ご通知の送付

- ご希望の株主様には、次回の株主総会から電子メールで招集ご通知を送信させていただきます。なお、この場合、郵便による送付はいたしませんのでご注意ください。
- お申し込みにつきましては、議決権行使サイトにおいて受付けておりますので、ご希望の株主様は、ぜひお手続きください。(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承願います。)

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ(ヘルプデスク)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

☎ 0120-173-027

(受付時間：9:00～21:00 通話料無料)

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

これにより、株主配当金は、先に実施しました中間配当金6円と併せて1株につき12円となります。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき6円

総額2,096,895,906円を利益剰余金から配当いたします。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2017年（平成29年）5月24日

■ 株主総会参考書類

第2号議案 取締役11名選任の件

現在の取締役11名は、この総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 | ^{すずき こうじ} 鈴木 弘治 (1945年(昭和20年)6月19日生)



所有する当社の株式の数
145,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1968年(昭和43年)3月 当社入社
- 1995年(平成7年)5月 当社取締役本社経営企画室長
- 1997年(平成9年)5月 当社常務取締役本社経営企画室長、社会貢献室長
- 1999年(平成11年)3月 当社専務取締役(代表取締役)広域事業本部長
- 2001年(平成13年)3月 当社取締役副社長(代表取締役)百貨店事業本部長、広域事業本部長
- 2003年(平成15年)3月 当社取締役社長(代表取締役)百貨店事業本部長
- 2007年(平成19年)3月 当社取締役社長(代表取締役)
- 2014年(平成26年)2月 当社取締役会長(代表取締役)、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

東神開発株式会社取締役会長(代表取締役)

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

取締役経営企画室長などを経て、2003年より代表取締役社長、2014年より代表取締役会長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。

候補者
番号 2 | きもと しげる
木本 茂 (1956年(昭和31年)12月20日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1979年(昭和54年)4月 株式会社横浜高島屋（現株式会社高島屋）入社
- 2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部新宿店副店長
- 2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部新宿店長
- 2011年(平成23年)5月 当社常務取締役企画本部（改革推進本部）副本部長、構造改革推進室長
- 2014年(平成26年)2月 当社取締役社長（代表取締役）企画本部長、CSR推進室、業務監査室担当、現在に至る。



所有する当社の株式の数
48,000株

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

新宿店長、常務取締役企画本部副本部長などを経て、2014年より代表取締役社長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **3**

あきやま ひろあき

秋山 弘昭 (1952年(昭和27年)7月3日生)所有する当社の株式の数
31,000株**● 略歴、地位及び担当**

- 1975年(昭和50年)4月 株式会社横浜高島屋(現株式会社高島屋)入社
- 2003年(平成15年)3月 当社百貨店事業本部横浜店副店長
- 2006年(平成18年)9月 当社百貨店事業本部宣伝部副部長
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部MD本部商品第2部ディビジョン長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部柏店長
- 2011年(平成23年)5月 当社執行役員営業本部宣伝部長
- 2013年(平成25年)2月 当社常務執行役員営業本部宣伝部長、営業企画部担当
- 2013年(平成25年)5月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、宣伝部長
- 2014年(平成26年)2月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長
- 2015年(平成27年)3月 当社常務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)副本部長、MD本部長
- 2016年(平成28年)3月 当社専務取締役(代表取締役)営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)本部長、ライフデザインオフィス長
- 2017年(平成29年)3月 当社専務取締役(代表取締役)営業本部長、ライフデザインオフィス長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

宣伝部長、代表取締役常務MD本部長などを経て、2016年より代表取締役専務営業本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **4** | もん だ しん じ
門田 真司 (1959年(昭和34年)6月9日生)

● 略歴、地位及び担当

1983年(昭和58年)4月 株式会社三和銀行入行

2011年(平成23年)12月 当社入社

2014年(平成26年)2月 当社執行役員総務本部業務部長

2015年(平成27年)5月 当社常務取締役(代表取締役)総務本部長、業務部長、秘書室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

業務部長などを経て、2015年より代表取締役常務総務本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
10,000株

候補者番号 **5** | たかやま しゅんぞう
高山 俊三 (1961年(昭和36年)2月23日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1983年(昭和58年)4月 当社入社
- 2007年(平成19年)3月 当社営業本部大阪店新本館計画室副室長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部大阪店副店長
- 2012年(平成24年)2月 当社企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長
- 2013年(平成25年)2月 当社執行役員企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長
- 2013年(平成25年)6月 当社執行役員企画本部(改革推進本部)開発グループ長、営業本部アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長
- 2014年(平成26年)5月 当社常務取締役企画本部副本部長、IT推進室、日本橋再開発計画室担当
- 2015年(平成27年)3月 当社常務取締役営業推進部長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

- 株式会社岡山高島屋取締役
- 株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

- 競業会社の役員
 - 株式会社岡山高島屋取締役
 - 株式会社伊予鉄高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

アジア開発室長、常務取締役企画本部副本部長などを経て、2015年より常務取締役営業推進部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数
21,000株

候補者
番号 6 | むらた よしお
村田 善郎 (1961年(昭和36年)10月26日生)

● 略歴、地位及び担当

1985年(昭和60年)4月 当社入社

2011年(平成23年)5月 当社営業本部柏店長

2013年(平成25年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長

2014年(平成26年)2月 当社執行役員総務本部副本部長、総務部長、賃料管理室長、企画本部開発グループ長、アジア開発室長、日本橋再開発計画室副室長

2015年(平成27年)5月 当社常務取締役企画本部副本部長、経営戦略部長、IT推進室担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 当社との特別の利害関係

競業会社の役員

株式会社ジェイアール東海高島屋取締役

● 取締役候補者とした理由

総務部長などを経て、2015年より常務取締役企画本部副本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。



所有する当社の株式の数
19,000株

候補者番号 7 | あわのみつあき
栗野 光章 (1957年(昭和32年)7月2日生)

● 略歴、地位及び担当

- 1981年(昭和56年)4月 当社入社
- 2005年(平成17年)3月 当社百貨店事業本部大阪店副店長
- 2009年(平成21年)3月 当社営業本部泉北店長
- 2010年(平成22年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長
- 2011年(平成23年)2月 当社執行役員営業本部MD本部副本部長、MD政策室長
- 2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部大阪店長
- 2016年(平成28年)5月 当社常務取締役関西代表、営業本部大阪店長、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

MD本部副本部長などを経て、2013年より大阪店長、2016年より常務取締役関西代表、大阪店長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者いたしました。



所有する当社の株式の数
28,000株

候補者
番号 8

かめおか つねかた
亀岡 恒方

(1959年(昭和34年)1月31日生)



所有する当社の株式の数
19,000株

● 略歴、地位及び担当

1981年(昭和56年)4月 当社入社

2009年(平成21年)3月 当社営業本部京都店副店長

2012年(平成24年)2月 当社営業本部大阪店副店長

2013年(平成25年)2月 当社執行役員営業本部日本橋店長

2016年(平成28年)5月 当社常務取締役営業本部(オムニチャネル戦略推進本部)
副本部長、MD本部長、日本橋再開発担当

2017年(平成29年)3月 当社常務取締役営業本部副本部長、MD本部長、日本橋再
開発担当、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 取締役候補者とした理由

日本橋店長などを経て、2016年より常務取締役MD本部長を務めており、当社グループの経営全般に関し豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者
番号 9なかしま
中島かおる
馨

(1940年(昭和15年)10月1日生)

社外
独立役員所有する当社の株式の数
21,000株**● 略歴、地位及び担当**

1974年(昭和49年)4月 弁護士登録、現在に至る。

1994年(平成6年)4月 大阪弁護士会副会長

2002年(平成14年)5月 当社社外監査役

2007年(平成19年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

2007年(平成19年)6月 大末建設株式会社社外監査役

2016年(平成28年)6月 大末建設株式会社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

大末建設株式会社社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者
番号 **10** | ^{ごとう}後藤 ^{あきら}晃 (1945年(昭和20年)9月7日生)

社外
独立役員



所有する当社の株式の数
3,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1982年(昭和57年)4月 成蹊大学経済学部教授
- 1989年(平成元年)4月 一橋大学経済学部教授
- 1997年(平成9年)4月 一橋大学イノベーション研究センター教授
- 2001年(平成13年)11月 東京大学先端経済工学研究センター教授
- 2003年(平成15年)4月 東京大学先端経済工学研究センター長
- 2004年(平成16年)4月 東京大学先端科学技術研究センター教授
- 2007年(平成19年)2月 公正取引委員会委員
- 2007年(平成19年)6月 東京大学名誉教授、現在に至る。
- 2012年(平成24年)2月 政策研究大学院大学教授
- 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

なし

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験、及び元公正取引委員会委員の経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号 **11** | とりごえ **鳥越 けい子** (1955年(昭和30年)5月8日生)

社外
独立役員



所有する当社の株式の数
3,000株

● 略歴、地位及び担当

- 1986年(昭和61年)4月 サウンドスケープ・デザイン研究所
(現サウンドスケープ研究機構・鳥越アトリエ) 主宰
- 1994年(平成6年)4月 聖心女子大学教育学科助教授
- 2002年(平成14年)4月 聖心女子大学教育学科教授
- 2008年(平成20年)4月 青山学院大学総合文化政策学部教授、現在に至る。
- 2012年(平成24年)4月 法政大学エコ地域デザイン研究所兼任研究員、現在に至る。
- 2014年(平成26年)5月 当社社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

日本サウンドスケープ協会理事長

● 当社との特別の利害関係

なし

● 社外取締役候補者とした理由

学識経験者としての専門知識と豊富な経験を有しており、当社の経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏は、社外取締役の候補者であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 中島 馨氏は、2007年(平成19年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって10年間であります。なお、同氏は2002年(平成14年)5月から2007年(平成19年)5月まで当社社外監査役に就任しており、その就任期間は5年間であります。
3. 後藤 晃、鳥越けい子の両氏は、2014年(平成26年)5月から当社社外取締役に就任しており、その就任期間は、この総会終結の時をもって3年間であります。
4. 当社は中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しており、中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏の再任が承認された場合、3氏と当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

この総会開催の時をもって、2016年（平成28年）5月24日開催の第150回定時株主総会において選任いただいた補欠監査役菅原邦彦氏の選任の効力が失効いたしますので、あらためて補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

すがはら くにひこ

菅原 邦彦 (1952年(昭和27年)3月8日生)

社外



所有する当社の株式の数
0株

● 略歴及び地位

1979年(昭和54年)3月 公認会計士登録、現在に至る。

1997年(平成9年)6月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）代表社員

2013年(平成25年)8月 公認会計士菅原邦彦事務所代表、現在に至る。

2013年(平成25年)8月 株式会社サカタのタネ社外取締役、現在に至る。

● 重要な兼職の状況

公認会計士菅原邦彦事務所代表

株式会社サカタのタネ社外取締役

● 当社との特別の利害関係

なし

● 補欠社外監査役候補者とした理由

公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する適切な知見を有していることから、引き続き補欠社外監査役候補者といたしました。

(注) 1. 菅原邦彦氏は、補欠社外監査役の候補者であります。

2. 当社は、菅原邦彦氏の選任が承認された場合、社外監査役就任時に同氏と損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 役員賞与支給の件

当期の功労に報いるため、当期の利益、従来の役員賞与金、その他諸般の事情を勘案し、当期末時の取締役11名に対し総額3,960万円（うち社外取締役3名に対し総額310万円）、当期末時の監査役4名に対し総額640万円（うち社外監査役2名に対し総額200万円）の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役及び各監査役に対する金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

以上

事業報告 (2016年(平成28年)3月1日から2017年(平成29年)2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得情勢には改善傾向が見られたものの、景気は回復基調にあるとは言えず、個人消費も力強さを欠くなど百貨店業界には厳しい事業環境となりました。

このような環境のもと、当社グループは、グループ総合戦略である「まちづくり戦略」を推進し、業績の向上に努めてまいりました。当社が街全体に人を集めるアンカーとしての役割を果たすとともに、中核事業である商業デベロッパー機能を担う東神開発株式会社のプロデュース力を活用し、百貨店と専門店を融合することで、街・館の魅力の最大化に取り組んでまいりました。

当期の連結業績につきましては、連結営業収益は923,601百万円（前年比0.6%減）、連結営業利益は34,000百万円（前年比3.1%増）、連結経常利益は37,215百万円（前年比1.5%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は20,870百万円（前年比12.4%減）となりました。

また、当期の単体業績につきましては、売上高は691,353百万円（前年比1.2%減）、営業利益は10,292百万円（前年比5.9%減）、経常利益は12,924百万円（前年比8.5%減）となり、当期純利益は6,666百万円（前年比31.8%減）となりました。

事業のセグメント別業績は、次のとおりであります。

◆ 百貨店業

百貨店業での営業収益は、797,253百万円（前年比1.8%減）、営業利益は12,182百万円（前年比18.7%減）となりました。

百貨店業におきましては、新宿店が、日本最大の交通ターミナル「バスタ新宿」開業など周辺環境の変化を捉えて、東神開発株式会社と連携して改装を実施いたしました。また、京都店では、アクセサリ専門館を新たにオープンするなど、街の華やぎに貢献する店舗改装を実施いたしました。

品揃えにつきましては、大人の女性に向け、日常生活を自分らしくアップグレードするための編集ショップ「シーズンスタイルラボ」を、昨年9月、大阪、京都、日本橋、横浜、新宿の大型5店及び柏店に導入し、百貨店が得意とする単品編集の買いやすさと、感度の高い品揃えを実現いたしました。また、大阪店では、昨年11月、日本橋店に続き、時計専門売場「タカシマヤ ウオッチメゾン 大阪」をオープンいたしました。国内最大級の売場面積を誇り、広域からお客が多くご来店されるなど、好調なスタートを切ること

ができました。さらに、新規事業となるライフスタイル提案型ビューティーブランド「dear mayuko」（セーレン株式会社との合弁会社 Dear Mayuko株式会社のブランド）を横浜店と日本橋店に、発酵デリカテッセンカフェテリア「Kouji&ko」（貝印株式会社との合弁会社 株式会社フードアンドパートナーズのブランド）を新宿店にオープンし、健康や美容へのニーズを捉えた独自の商品提供に取り組んでまいりました。

集客策につきましては、「笑点放送50周年特別記念展」、「興福寺の寺宝と畠中光享展」など、当社ならではの企画で来店促進を図りました。また、株式会社NTTドコモとの提携による「dポイント」に続き、昨年10月には、株式会社ロイヤリティ マーケティングと連携し「Ponta（ポインタ）」のポイントサービスを開始いたしました。ポイントでの連携のみならず、各社のノウハウや経営資源を活用したマーケティングに取り組み、若年層のお客様のご来店につなげるなど、新しいお客様づくりに努めてまいりました。

インバウンド需要につきましては、株式会社NTTドコモと提携する海外の携帯キャリアのユーザーを対象としたクーポン配信サービスや、ベトナム、シンガポールなど海外店舗を含めたグループ全体での誘客キャンペーンなど、各種の販促活動を通じて訪日外国人の来店客数を伸ばした結果、免税売上高は、

前年から2桁の増加となりました。

海外では、シンガポール高島屋が、現地の経済成長率の鈍化やツーリスト減少の影響もあり、現地通貨ベースで減収減益となりました。上海高島屋は、昨年1月、日本の良質な商品を展示、販売する「日本館」を移設拡大し、品揃えを拡充するとともに、開店3周年祭などの営業施策が奏功し、現地通貨ベースで増収となりました。また、昨年7月には、グループ総合力を結集し、ベトナムに、ホーチミン高島屋をオープンいたしました。地域ナンバー1の規模を誇る化粧品や、日本のデパ地下を再現した食料品を中心に、多くの現地のお客様にご利用いただきました。

◆ 不動産業

不動産業での営業収益は、47,923百万円（前年比13.1%増）、営業利益は11,029百万円（前年比7.1%増）となりました。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、当社とともに、グループ総合戦略「まちづくり戦略」の推進において、中心的な役割を果たしてまいりました。二子玉川地区では、デジタルサイネージによる来街者への訴求強化や、周辺商業施設との連携による駐車場無料サービスなど、街全体の回遊性向上による集客強化を図ってまいりました。また、新宿の「タカシマヤ タイムズスクエア」では、「ニトリ」を誘致するなどMDを再編し、南

館を改装オープンいたしました。さらに、効率的な店舗管理と魅力ある館を目指すべく、昨年9月から、東神開発株式会社が不動産の一括管理を行う、新たな運営管理スキームに移行いたしました。

海外では、ベトナムの現地企業と協業し、ホーチミン市初となる、百貨店を核とした本格的ワンストップショッピングセンター「サイゴンセンター」を開業いたしました。ホーチミン高島屋と専門店が一体となった「まちづくり」に取り組んでまいりました。また、シンガポール高島屋S.C.を運営するトーシディベロップメントシンガポールPTE. LTD.は、テナント賃料収入の増加により、現地通貨ベースでは増収増益となりましたが、円高に伴う為替影響により、邦貨ベースでは減収減益となりました。

◆ 金融業

金融業での営業収益は、13,414百万円（前年比4.3%増）、営業利益は4,495百万円（前年比2.7%増）となりました。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、百貨店と一体となった新規会員の獲得や、カード利用促進策を実施し、会員数及びカード取扱高の拡大に努めた結果、着実に収益を伸ばし、増収増益となりました。

◆ 建装事業

建装事業での営業収益は、30,874百万円（前年比15.6%増）、営業利益は2,342百万円（前年比23.4%増）となりました。

建装事業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、2020年の東京オリンピック・パラリンピックや、増加が続く訪日外国人需要を背景とした好調な建設市場の中で、ホテルや商業施設等の受注が堅調に推移したことに加え、名古屋駅周辺の大規模開発工事の工程が順調に進捗し、増収増益となりました。

◆ その他の事業

クロスメディア事業等その他の事業全体での営業収益は、34,135百万円（前年比5.1%減）、営業利益は2,333百万円（前年比55.9%増）となりました。

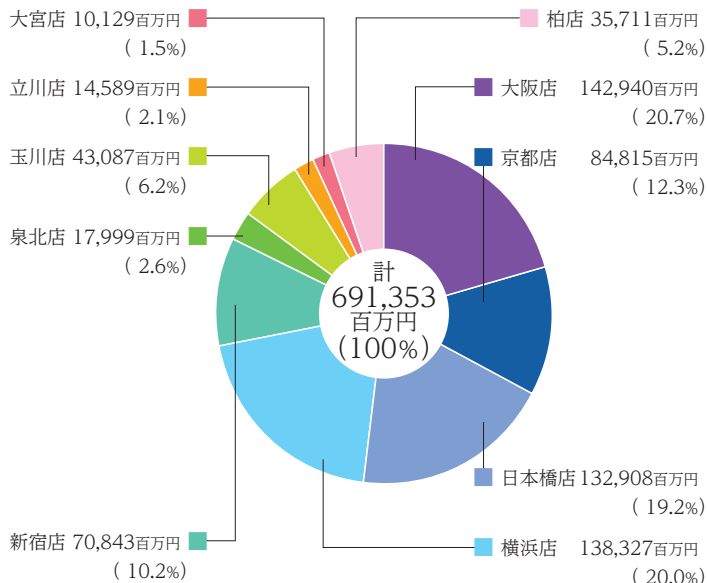
その他の事業におきましては、クロスメディア事業部が、カタログ発刊回数や部数の適正化を図るなど、利益の最大化を図り、減収ながらも増益となりました。

なお、当期の期末配当金につきましては、安定的な配当水準を維持することを基本スタンスとしながら、業績や経営環境を総合的に勘案し、1株につき6円とさせていただきたいと存じます。

当社の店別及び商品別売上高

▶店別売上高

店別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
■ 大阪店	142,940	20.7	1.0
■ 京都店	84,815	12.3	△1.3
■ 日本橋店	132,908	19.2	△2.7
■ 横浜店	138,327	20.0	△2.6
■ 新宿店	70,843	10.2	0.6
■ 泉北店	17,999	2.6	△3.3
■ 玉川店	43,087	6.2	0.4
■ 立川店	14,589	2.1	△7.4
■ 大宮店	10,129	1.5	△3.8
■ 柏店	35,711	5.2	△0.0
計	691,353	100.0	△1.2



注 記

- ① 当社の店別売上高の大阪店には堺店を、京都店には洛西店を、横浜店には港南台店をそれぞれ含めております。
- ② 当社の店別売上高には、法人事業部 (32,546百万円、前年比1.1%増) 及びクロスメディア事業部 (15,909百万円、前年比9.8%減) の売上高を、それぞれ所在する地区の各店に含めております。

ご参考

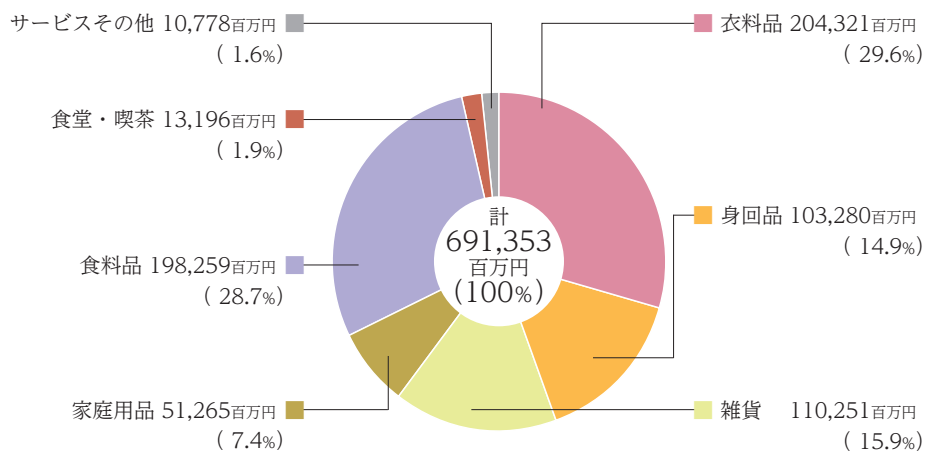
- 百貨店業 (国内連結子会社 4 社) の店別売上高

株式会社岡山高島屋 (岡山店) : 18,315百万円 (前年比 1.1%減)
 株式会社岐阜高島屋 (岐阜店) : 14,960百万円 (前年比 2.4%減)
 株式会社米子高島屋 (米子店) : 5,333百万円 (前年比 11.0%減)
 株式会社高崎高島屋 (高崎店) : 15,184百万円 (前年比 0.2%増)

- 当社及び上記国内連結子会社 4 社の合計売上高 (2016年 (平成28年) 3月1日から2017年 (平成29年) 2月28日まで) は、745,146百万円 (前年比1.3%減) であります。

▶ 商品別売上高

商品別	金額	構成比	前年増減率
	百万円	%	%
衣料品	204,321	29.6	△5.4
身回品	103,280	14.9	△2.6
雑貨	110,251	15.9	7.6
家庭用品	51,265	7.4	△4.8
食料品	198,259	28.7	△0.1
食堂・喫茶	13,196	1.9	△0.6
サービスその他	10,778	1.6	8.3
計	691,353	100.0	△1.2



② 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資額は21,929百万円であります。主なものとして、当社は日本橋再開発工事及び各店の売場改装工事であり、子会社は東神開発株式会社の玉川高島屋ショッピングセンターの環境整備工事であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社は運転資金や設備資金に充当するため、金融機関からの借入により16,500百万円を調達しました。

④ 対処すべき課題

少子化による人口減少と超高齢社会の進展を背景とした、高齢者や中間層の購買意欲の減退、インバウンド消費の急速な変化など、百貨店業界は依然として厳しい事業環境にあります。このような中、当社グループは、本年度、「まちづくり戦略の更なる推進による、新たな百貨店グループへの挑戦」を経営目標に掲げ、デジタル時代に対応した次世代経営への転換を目指してまいります。その実現のため、百貨店・不動産・金融など当社グループの総合力を結集して「高島屋グループならではの価値の提供」、「アライアンスの伸展による新たなマーケットの創造」に取り組んでまいります。

百貨店業におきましては、「まちづくり戦略」を具現化すべく、東神開発株式会社と連携して日本橋再開発に取り組んでおります。2019年春のグランドオープンに向けて、MDやサービス面などで、百貨店と専門店の一体化を目指すとともに、街の賑わいを高めるアンカーとして、周辺施設も意識した開発計画を進めてまいります。また、立川店では、百貨店と専門店との連携を強化し、一体的なMD・サービス・空間づくりに取り組み、館の魅力を高めてまいります。

商品面では、多様化するニーズに対応し、お客様に新たな価値を提案・提供できる売場開発に取り組んでまいります。新宿店で、ウェルビーイング・ライフをコンセプトとした編集フロア「ウェルビーフィールド」を本年3月にオープンいたしました。ショップ・カフェ・スタジオ・スポーツジムまで総合的に展開し、高感度で豊かな美しさをサポートする新しいライフスタイル提案型の売場開発により、集客と売上の増大を目指してまいります。また、市場優位性の高いギフトマーケットへの対応拡大を図るとともに、食料品宅配事業における提供サービスの拡充にも取り組んでまいります。さらに、自主編集・特徴化売場の成果発揮に向けた販売体制の構築、商品利益率の改善など、商品利益の拡大に向けた取組を引き続き実施してまいります。

オムニチャネル化の推進につきましては、店頭とオンラインストアの商品共通化を加速するとともに、株式会社セレクトスクエアと連動したファッションサイトの充実を図ってまいります。また、最新のデジタル技術を活用し、お客様の新たな購買体験の創出に取り組んでまいります。

他業種とのアライアンスにつきましては、

株式会社NTTドコモや株式会社ロイヤリティマーケティングとの既存アライアンスの取組をさらに進め、共同マーケティングを本格化することで、お客様接点の拡大や事業機会の創出に取り組んでまいります。さらに、本年4月、全日空商事株式会社、株式会社ホテル新羅（本社：大韓民国ソウル市）との合弁会社 A&S高島屋デューティーフリー株式会社による空港型免税店が、新宿の「タカシマヤ タイムズスクエア」11階に開業いたしました。免税カウンターの移設・拡充や、観光案内などを行うサービスカウンターの設置など、当該フロアをインバウンドフロアと位置づけ、館全体として、インバウンド需要の更なる獲得を図ってまいります。

海外では、ASEAN地域における優位性の確立に向け、タイ・バンコクにおいて、「サイアム高島屋」の2018年春の開業へ向けた準備を進めてまいります。当社グループが有する経営資源とASEAN諸国における知名度を最大限に活用し、昨年開業したホーチミン高島屋の本格稼動はもとより、海外各拠点における早期収益化に取り組み、将来のASEAN地域における成長の基盤としてまいります。

不動産業におきましては、東神開発株式会社が、「グループ一体となった“まちづくり戦略”による新たな価値創造」を経営方針に掲げ、「グループ一体＜協働＞施策による『街づくり』の推進」、「新たな事業機会の創出と既存事業のブラッシュアップ」を進めてまいります。日本橋再開発においては、東神開発株式会社が持つ商業開発のノウハウを最大限に活用し、地元と一体となって、日本橋地区の賑わいを高める街づくりを実現してまいります。また、玉川高島屋S・Cにおいては、地域との連携を強化し、さらに街の魅力度を高めてまいります。開業10周年を迎える流山おおたかの森S・C（千葉県）においては、「子育て世代が住みたい街」という特性を捉えた商業施設づくりを強化し、キッズゾーンの新設などに取り組んでまいります。海外では、昨年開業した「サイゴンセンター」で、ベトナム最高水準の商環境の提供や、「上質で豊かなライフスタイル」の提案に向けた衣食住の専門店集積によりお客様支持の獲得を目指すなど、ASEAN地域においても「街づくり」を推進してまいります。

金融業におきましては、高島屋クレジット株式会社が、店頭やインターネットでの積極

的な入会促進策で新規会員獲得を図るとともに、外部加盟店でのカード利用促進に努め、収入増を図ってまいります。

建装事業におきましては、高島屋スペースクリエイツ株式会社が、東京・大阪・名古屋など、大都市圏を中心とした大型建設プロジェクトへの参入や、東京オリンピック・パラリンピックを見据えた工事需要の取り込みを引き続き進めてまいります。また、仙台市に拠点を置く高島屋スペースクリエイツ東北株式会社は、東日本大震災の復興への寄与を継続し、地元や個々人のニーズに合わせた内装工事に携わってまいります。

CSR経営につきましては、先達から受け継ぐ「お客様を大切にすること」や「進取の精神」について、従業員全員が認識し行動することを再徹底してまいります。コンプライアンスの徹底については、消費者保護の考え方を取引先とも共有し、「お客様の安心・安全」の確保を最優先に取り組んでまいります。また、「ダイバーシティ推進室」を新設し、女性の活躍促進を始め、育児・介護による離職の防止、健康経営の実現など、すべての人が意欲的に働ける環境を整えるべく、「働き方改革」に向けた取組を進めてまいります。

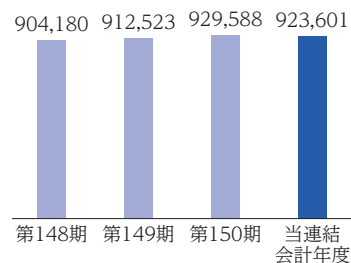
コーポレートガバナンスにつきましては、「コーポレートガバナンス・コード」への対応をさらに強化し、取締役会での議論の活性化を図り、その実効性を高めるなど、継続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

今後とも、総力を挙げて、業績の向上と社会への貢献に努め、株主の皆様のご期待に添ってまいりたいと存じます。何とぞ、格別のご支援、ご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

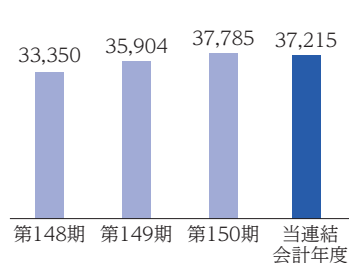
⑤ 財産及び損益の状況の推移

区 分	2013年度(平成25年度) (第148期)	2014年度(平成26年度) (第149期)	2015年度(平成27年度) (第150期)	2016年度(平成28年度) (当連結会計年度)
営業収益 (百万円)	904,180	912,523	929,588	923,601
経常利益 (百万円)	33,350	35,904	37,785	37,215
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	18,716	22,581	23,829	20,870
1株当たり当期純利益 (円)	56.73	66.29	67.88	59.71
総資産 (百万円)	902,139	979,611	974,421	986,464
純資産 (百万円)	364,912	408,477	407,386	421,890

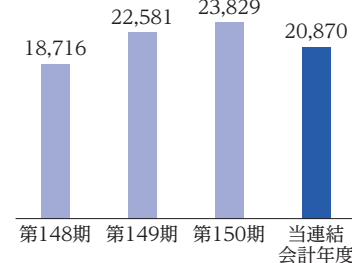
営業収益 (百万円)



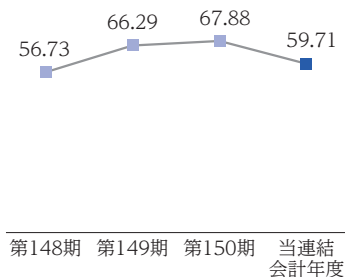
経常利益 (百万円)



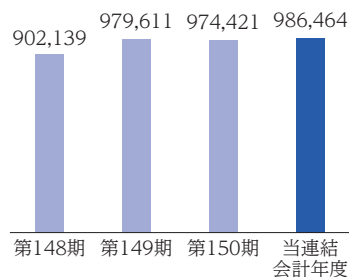
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)



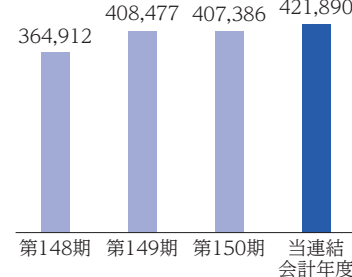
1株当たり当期純利益 (円)



総資産 (百万円)



純資産 (百万円)



⑥ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社等の状況

ア. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社岡山高島屋	90 百万円	66.6%	百貨店業	岡山市北区
株式会社岐阜高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	岐阜市
株式会社米子高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	鳥取県米子市
株式会社高崎高島屋	50 百万円	100.0	百貨店業	群馬県高崎市
タカシマヤ・シンガポールLTD.	100 <small>シンガポールドル</small>	100.0	百貨店業	シンガポール
上海高島屋百貨有限公司	490 <small>百万元</small>	100.0 (83.2)	百貨店業	上海市長寧区
タカシマヤ ベトナム LTD.	32 <small>百万USドル</small>	100.0 (100.0)	百貨店業	ホーチミン市
株式会社高島屋友の会	50 百万円	100.0	前払式特定取引による取次業	東京都中央区
東神開発株式会社	2,140 百万円	100.0	不動産の賃貸業	東京都世田谷区
トーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.	8,526 <small>千シンガポールドル</small>	100.0 (100.0)	不動産の賃貸業	シンガポール
高島屋クレジット株式会社	100 百万円	66.6	クレジットカード発行業	東京都中央区
高島屋スペースクリエイティブ株式会社	100 百万円	100.0	造作・家具製造販売業	東京都中央区

注 記

① 当社の出資比率欄の () 内の数字は、間接所有比率であります。

② 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

イ. 重要な関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容	本社所在地
株式会社ジェイアール東海高島屋	10,000 百万円	33.4%	百貨店業	名古屋市中村区
株式会社伊予鉄高島屋	100 百万円	33.6	百貨店業	愛媛県松山市

注 記

当社は、2016年（平成28年）5月16日付で、大葉高島屋百貨股份有限公司の全株式を譲渡したため、同社は当社の関連会社ではなくなりました。

⑦ 主要な事業内容

百貨店業、不動産業、金融業、建装事業及びクロスメディア事業等その他の事業

⑧ 主要な事業所

- 本 社 大阪市中央区難波5丁目1番5号
- 店 舗

支店及び支店所属の店舗	所 在 地
大阪店	大阪市中央区難波5丁目1番5号
堺店	堺市堺区三国ヶ丘御幸通59番地
京都店	京都市下京区四条通河原町西入真町52番地
洛西店	京都市西京区大原野東境谷町2丁目5番地の5
日本橋店	東京都中央区日本橋2丁目4番1号
横浜店	横浜市西区南幸1丁目6番31号
港南台店	横浜市港南区港南台3丁目1番3号
新宿店	東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目24番2号
泉北店	堺市南区茶山台1丁3番1号
玉川店	東京都世田谷区玉川3丁目17番1号
立川店	東京都立川市曙町2丁目39番3号
大宮店	さいたま市大宮区大門町1丁目32番地
柏店	千葉県柏市末広町3番16号

⑨ 従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
当 社	4,761 名	15 名
連結子会社	2,757	188
合 計	7,518	203

注 記

①従業員は就業人員であります。

②上記のほか、嘱託員、契約社員及びパート社員は6,425名で、総従業員数は13,943名（前期末比172名減）であります。

⑩ 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
シンジケートローン	30,000 <small>百万円</small>
株式会社三菱東京UFJ銀行	11,500
三菱UFJ信託銀行株式会社	10,950

注 記

シンジケートローンは、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とする29社による協調融資団であります。

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 600,000,000株
- ② 発行済株式の総数 349,482,651株（自己株式6,036,312株を除く。）
- ③ 株 主 数 52,819名
- ④ 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	32,783 ^{千株}	9.4%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	25,436	7.3
エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社	17,774	5.1
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	9,923	2.8
BBH FOR VANGUARD INTERNATIONAL VALUE FUND-EDINBURGH	6,929	2.0
高 島 屋 共 栄 会	6,736	1.9
資産管理サービス信託銀行株式会社（投信受入担保口）	5,429	1.6
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	5,086	1.5
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234	5,026	1.4
相 鉄 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	4,805	1.4

注 記

当社は、自己株式6,036,312株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権等に関する重要な事項

①2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2018年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 4,000個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式27,735,404株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,442.2円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2018年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

②2013年（平成25年）11月25日開催の取締役会決議により発行した「2020年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の状況

- 新株予約権の数 2,500個
- 目的となる株式の種類及び数 普通株式18,623,361株（上限）
- 新株予約権の発行価額 無償
- 新株予約権の払込金額 1,342.4円
- 新株予約権を行使することができる期間

2013年12月25日から2020年11月27日の営業終了時（行使請求受付場所現地時間）

4. 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の氏名等

2017年（平成29年）2月28日現在

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
鈴木弘治	取締役会長（代表取締役）	東神開発株式会社取締役会長 （代表取締役）
木本茂	取締役社長 （代表取締役） 企画本部長、CSR推進室、 業務監査室担当	
秋山弘昭	専務取締役 （代表取締役） 営業本部（オムニチャネル戦略推進本部） 本部長、ライフデザインオフィス長	
門田真司	常務取締役 （代表取締役） 総務本部長、業務部長、秘書室担当	
高山俊三	常務取締役 営業推進部長	株式会社岡山高島屋取締役 株式会社伊予鉄高島屋取締役
村田善郎	常務取締役 企画本部副本部長、経営戦略部長、 IT推進室担当	株式会社ジェイアール東海 高島屋取締役
栗野光章	常務取締役 関西代表、営業本部大阪店長	
亀岡恒方	常務取締役 営業本部（オムニチャネル戦略推進本部） 副本部長、MD本部長、日本橋再開発担当	
中島馨	取締役	大末建設株式会社社外取締役
後藤晃	取締役	
鳥越けい子	取締役	日本サウンドスケープ協会 理事長
鋤納健治	常勤監査役	
平本彰	常勤監査役	
武藤英二	監査役	株式会社群馬銀行社外取締役 りんかい日産建設株式会社 社外監査役
西村寛	監査役	至誠清新監査法人代表社員 至誠清新税理士法人代表社員

注 記

- ①取締役中島 馨氏、後藤 晃氏、鳥越けい子氏は社外取締役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ②監査役武藤英二氏、西村 寛氏は社外監査役であり、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
- ③監査役武藤英二氏は、日本銀行理事等としての経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ④監査役西村 寛氏は、公認会計士、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ⑤当社は、社外取締役中島 馨、後藤 晃、鳥越けい子の3氏及び社外監査役武藤英二、西村 寛の両氏と、会社法第423条第1項の賠償責任の限度額は法令に規定する額とする旨の責任限定契約を締結しております。
- ⑥当事業年度中に、次のとおり取締役及び監査役の重要な兼職の状況の変更がありました。

氏 名	変 更 内 容	変更年月日
中 島 馨	大末建設株式会社社外監査役を退任	2016年(平成28年) 6月24日
	大末建設株式会社社外取締役に就任	2016年(平成28年) 6月24日
武 藤 英 二	りんかい日産建設株式会社社外監査役に就任	2016年(平成28年) 10月7日

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

取締役12名 353百万円（うち社外取締役3名 29百万円）

監査役 5名 61百万円（うち社外監査役2名 17百万円）

注 記

- ①報酬等の額には第151回定時株主総会において決議予定の役員賞与46百万円を含めております。
- ②取締役及び監査役の人数及び報酬等の額には、2016年（平成28年）5月24日開催の第150回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名に対する報酬等の額を含めております。
- ③当社では、役員報酬の決定プロセスにおける公正性・透明性を確保する目的で、社外取締役を委員長とする「報酬委員会」を取締役会の諮問機関として設置し、同委員会で取締役・執行役員の評価及び個人別報酬額について審議しております。役員報酬体系は、基本報酬と賞与で構成されており、基本報酬には、単年度の業績に応じて支給する業績連動報酬を導入しております。また、株主・投資家の皆様と利益やリスクの共有化を図り、中長期的な業績向上への取り組みを促すことを目的に、自社株式取得報酬を導入しております。

③ 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	中島 馨	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	後藤 晃	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等、及び元公正取引委員会委員としての経験を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	鳥越 けい子	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、学識経験者としての専門知識や経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	武藤 英二	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、元日本銀行理事等としての豊富な知識・経験等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	西村 寛	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、また監査役会11回の全てに出席し、公認会計士及び税理士としての経験・知識等を活かし、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

注 記

取締役中島 馨氏の兼職先である大末建設株式会社、取締役鳥越けい子氏の兼職先である日本サウンドスケープ協会、監査役武藤英二氏の兼職先である株式会社群馬銀行、りんかい日産建設株式会社、監査役西村 寛氏の兼職先である至誠清新監査法人、至誠清新税理士法人と当社の間には、特別の関係はありません。

5. 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結していません。

③ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	118百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3百万円
計	121百万円

② 当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	150百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	3百万円
計	154百万円

注 記

- ① 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分していませんので、①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
- ② 監査役会は、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

主なものとして、当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である国外支給給与の確認等を依頼し、対価を支払っております。

⑤ 子会社の監査に関する事項

当社の重要な子会社のうち、タカシマヤ・シンガポールLTD.及びトーシンディベロップメントシンガポールPTE.LTD.はKPMG LLP、上海高島屋百貨有限公司はKPMG Huazhen LLP、タカシマヤ ベトナム LTD.はKPMG Limitedの法定監査を受けております。

⑥ 解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法及び公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合の他、会計監査人の職業倫理、独立性、専門性、効率性、監査に関する品質管理体制等において適正でないと判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、会計監査人解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制並びに当社及びグループ各社の業務の適正を確保するための体制

ア. 当社グループの経営理念は、「いつも、人から。」です。この経営理念には「タカシマヤグループは誠実な企業活動を通じて、関わるお客様、従業員、お取引先、株主・投資家、地域社会、地球社会などすべての人々に対して、信じ、愛し、つくすところを大切にすることにより、人々が輝き続けられるような社会づくりに貢献する」という思いが込められています。経営トップをはじめ全取締役は、この倫理観・価値観をグループ全体で共有し実践するために、コンプライアンス経営の推進に自ら率先垂範して取り組み、その浸透・定着を図ります。

イ. 取締役会は、当社及びグループ各社の業務執行がグループ全体として適正かつ健全に行われるために、取締役の職務執行状況を適切に監督するとともに、実効性あるグループ全体の内部統制システムの構築に努めます。また、内部統制システムの運用状況や課題について定期的に確認します。

ウ. 監査役は、内部統制システムの機能と有効性を監査するとともに、取締役の違法行為を是正・防止するため、取締役の職務執行に関する意思決定の適法性を検証し、監視機能の実効性向上に努めます。

エ. 当社は、社長を委員長とする「高島屋グループCSR委員会」のもと、コンプライアンス経営の徹底に加え、内部統制の状況や新しい社会課題に対するCSR領域への取り組み状況等をグループ横断的に検証し、強化します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会議事録、稟議書など取締役の職務執行に係る情報を、当社の文書規則に従い、適切に保存し、管理します。

③ 当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア. 社長を委員長とする「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの業務執行に伴う様々なリスクを抽出し、リスク発生時の損失極小化に向けた対応をマニュアル化した「イエローファイル」の整備を行います。併せてリスク発生を未然に防ぐ予防体制を強化し、ラインを通じてリスク管理の徹底を図ります。

イ. 「高島屋グループリスクマネジメント委員会」は、当社グループの横断的なリスク管理体制の構築に努めるとともに、経営環境の変化に伴う新たなリスクに適切に対応できるように、常に管理体制を見直し、強化します。

ウ. 当社は、反社会的勢力排除のために、総務本部に「法務・リスクマネジメント室」を設置するなど体制整備に取り組むことで、グループ一体となって不当な要求を拒絶し、その被害を防止します。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役は、取締役会規則、取締役業務分掌規則、常務会規則、組織機能規則、決裁規則等の社内規則に基づく職務権限・意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務執行を行います。これらの規則は、法令の改廃・職務執行の一層の効率化など、その必要性が生じた場合には、適宜見直しを図ります。
 - イ. 当社は、当社グループの年度経営方針を策定し、PDCAによる方針管理を行い、各組織における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
- ⑤当社及びグループ各社における取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 経営トップをはじめとする全取締役、執行役員は、経営理念の浸透・定着に全力を傾注し、CSR視点に立った意識風土改革を進めます。
 - イ. 当社は、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」のもと、「公正取引」「個人情報」「環境」など個別課題に対して、本社主管部門が関連各部門・各社と連携し、ラインを通じてコンプライアンス経営の徹底を図ります。また、新たな取り組みに関するリスクについても、リターンとのバランスを考慮し、グループ横断的にコントロールしていきます。
 - ウ. CSR推進室及び人事部は、「コンプライアンス・ガイドブック」等を利用し、教育・研修など様々な場を通じて経営理念に基づいたコンプライアンスの周知徹底を図ります。
 - エ. 当社は、社内（グループ各社を含む。）の不正行為等の通報を受け付ける窓口として、「高島屋グループ・コンプライアンス・ホットライン」を設置、運営します。通報者の希望により、匿名性を保障するとともに、通報者に不利益が及ばないことを確保します。
 - オ. 内部監査機関である業務監査室は、定期的に各事業所（グループ各社を含む。）において会計監査及び業務監査を実施するとともに、内部統制システムの有効性を検証し、不備な点を指摘して是正を求めます。業務監査室長は、これらの監査結果を、社長をはじめ各取締役・監査役に報告します。
- ⑥グループ各社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及びグループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 当社は、当社グループの年度経営方針に基づき、PDCAによるグループ全体としての方針管理を行い、グループ各社における重点課題及び対策の進捗状況を定期的に確認します。
 - イ. 当社取締役は、グループ各社の重要な業務執行のうち、当社又はグループ経営上の観点から当社が必要と認める事項について、決裁規則に基づき決裁を行います。
 - ウ. グループ会社の業務指導を所管する企画本部は、高島屋グループとしての業務の適正性と効率性を確保するため、グループ各社における内部統制システムの構築とコンプライアンス経営の推進を指導します。

- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査役に対し直属の部下として専任の使用人である監査役付を配し、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する体制を整備します。
- ⑧前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
ア. 監査役付の使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取して決定します。
イ. 当社は、監査役付の使用人の任命及び異動について、監査役の事前の同意を要することとします。
- ⑨当社及びグループ各社の取締役等が当社監査役に報告するための体制
ア. 当社及びグループ各社における取締役、執行役員及び使用人は、業務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、直ちに監査役に報告します。
イ. 監査役は、必要に応じて随時、取締役、執行役員及び使用人から報告、又は情報の提供を受け、会議の資料や記録の閲覧等を行うことができるものとし、当社及びグループ各社の取締役、執行役員及び使用人は、これに迅速・的確に対応します。
ウ. 当社は、内部通報制度で報告された不祥事や違法行為等に関する問題について監査役会に報告します。
- ⑩前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨をグループ各社に対しても徹底します。
- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項並びにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア. 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換を行うなど、意思の疎通を図ります。
イ. 監査役は、取締役会のほか、常務会、経営PDCA、高島屋グループCSR委員会など、取締役等の重要な職務執行を審議する会議に出席することができます。
ウ. 監査役は、グループ各社の監査役と定期的にグループ監査役連絡会を開催し、情報の共有化と業務執行の適正化に努めます。またグループ全体の監査の実効性を高めるため、会計監査人及び業務監査室との緊密な連携を図ります。
エ. 監査役は、適正な監査の実施のために必要とされる、弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の業務を委託するなどの費用を請求するとき、当社に負担を求めることができます。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し、運用しております。

方針管理として、第151期事業年度開始時に、高島屋グループの本社、店、グループ会社等の部門経営層を対象にフォーラムを開催し、高島屋グループ年度経営方針を説明いたしました。また、経営方針に基づいた経営課題と対策の進捗状況について、当社経営陣と各部門・各グループ会社間による確認会議（PDCA）を半期に1回実施しており、方針管理が適切に実行できているか、定期的に確認しております。

また、コンプライアンス経営の徹底や内部統制の状況を検証し、強化するために、「高島屋グループCSR委員会」を開催しております。そこでは、本社主管部門における内部統制の実効性を担保するための取り組み状況や、グループ全体として取り組むべきCSR重点課題とそれを具体策に繋げる分析・目標設定等のアプローチ方法について確認いたしました。リスク管理体制の強化につきましては、半期に1回、「高島屋グループリスクマネジメント委員会」を開催しております。当事業年度においては、情報セキュリティ体制構築やグループコンプライアンス体制の更なる改善などについて検討いたしました。また、現場でのコンプライアンス強化を図るべく、速やかな情報開示の徹底を図るとともに、情報開示の時代に即した形で「コンプライアンス・ガイドブック」を改訂し、重点課題への研修・教育を強化いたしました。

加えて、社長直轄の内部監査機関である業務監査室による、グループ全体における定期的な内部監査と、経営課題に特化したテーマ監査、財務報告に係る内部統制評価を実施いたしました。また、海外拠点に対する事業運営のガイドラインを示した「グローバル拠点管理スタンダード」の導入に伴い、内部統制への理解と運用状況を確認すべく、海外拠点の監査も強化いたしました。監査結果は取締役会で報告し対応を確認するとともに、速やかに業務執行ラインにフィードバックし、グループ全体における組織機能の向上や運用上の課題解決に努めております。

監査役の監査の実効性を確保する体制といたしましては、監査役と代表取締役との定期的な会合を実施しているほか、会計監査人及び財務部、業務監査室との連携などを行っております。また、内部通報制度で通報された内容について監査役会に報告しております。

③ 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

事業報告注記

金額、株式数等の表示単位未満は切捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

※事業報告中のグラフ等は、[ご参考] であります。

計算書類等

連結貸借対照表 (2017年(平成29年)2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	325,500
現金及び預金	107,159
受取手形及び売掛金	122,728
有価証券	2,000
商品及び製品	41,191
仕掛品	2,746
原材料及び貯蔵品	1,112
繰延税金資産	9,459
その他	39,440
貸倒引当金	△ 336
固定資産	660,963
有形固定資産	413,703
建物及び構築物	164,940
機械装置及び運搬具	141
工具、器具及び備品	10,325
土地	230,386
リース資産	1,285
建設仮勘定	6,622
無形固定資産	107,172
借地権	93,725
のれん	193
その他	13,254
投資その他の資産	140,087
投資有価証券	89,114
差入保証金	31,892
繰延税金資産	8,256
その他	13,278
貸倒引当金	△ 2,454
資産合計	986,464

科目	金額
負債の部	
流動負債	319,793
支払手形及び買掛金	101,320
短期借入金	9,007
リース債務	509
未払法人税等	5,597
前受金	91,852
商品券	51,702
預り金	24,702
役員賞与引当金	46
ポイント引当金	2,509
建物修繕工事引当金	2,160
その他	30,384
固定負債	244,780
社債	75,210
長期借入金	71,045
リース債務	858
退職給付に係る負債	58,251
役員退職慰労引当金	265
環境対策引当金	419
建物修繕工事引当金	3,767
資産除去債務	1,867
繰延税金負債	44
再評価に係る繰延税金負債	6,879
その他	26,171
負債合計	564,574
純資産の部	
株主資本	379,984
資本金	66,025
資本剰余金	55,085
利益剰余金	265,033
自己株式	△ 6,160
その他の包括利益累計額	32,240
その他有価証券評価差額金	15,921
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	7,145
為替換算調整勘定	8,510
退職給付に係る調整累計額	661
非支配株主持分	9,665
純資産合計	421,890
負債純資産合計	986,464

■ 計算書類等

連結損益計算書 (2016年(平成28年)3月1日から2017年(平成29年)2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		923,601
売上高		860,761
売上原価		648,765
売上総利益		211,996
その他の営業収入		62,840
営業総利益		274,836
販売費及び一般管理費		240,835
営業利益		34,000
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,648	
持分法による投資利益	2,337	
固定資産受贈益	551	
その他営業外収益	518	5,054
営業外費用		
支払利息	631	
建物修繕工事引当金繰入額	654	
その他営業外費用	554	1,839
経常利益		37,215
特別利益		
投資有価証券売却益	5,274	
関係会社整理益	876	
その他	260	6,410
特別損失		
固定資産除却損	3,387	
減損損失	4,587	
その他	1,048	9,023
税金等調整前当期純利益		34,602
法人税、住民税及び事業税	10,779	
法人税等調整額	2,243	13,022
当期純利益		21,579
非支配株主に帰属する当期純利益		709
親会社株主に帰属する当期純利益		20,870

貸借対照表 (2017年(平成29年)2月28日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	201,689
現金及び預金	48,957
受取手形	389
売掛金	51,081
商品	35,023
貯蔵品	758
前渡金	605
前払費用	2,815
短期貸付金	28,499
繰延税金資産	6,781
立替金	10,919
その他	16,408
貸倒引当金	△ 552
固定資産	558,376
有形固定資産	311,850
建物	111,508
構築物	814
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	7,014
土地	186,128
リース資産	570
建設仮勘定	5,813
無形固定資産	104,758
借地権	92,498
共同施設負担金	5,453
ソフトウェア	4,950
その他	1,856
投資その他の資産	141,767
投資有価証券	41,281
関係会社株式	59,005
長期貸付金	10,620
差入保証金	25,558
繰延税金資産	4,721
その他	867
貸倒引当金	△ 287
資産合計	760,065

科目	金額
負債の部	
流動負債	267,759
買掛金	62,281
短期借入金	98,942
リース債務	243
未払金	13,168
未払法人税等	562
未払費用	2,100
前受金	3,076
商品券	40,016
預り金	38,690
役員賞与引当金	46
ポイント引当金	2,457
建物修繕工事引当金	2,160
その他	4,011
固定負債	219,590
社債	75,210
長期借入金	71,000
リース債務	349
退職給付引当金	54,226
環境対策引当金	419
建物修繕工事引当金	3,767
関係会社事業損失引当金	658
長期預り金	6,639
再評価に係る繰延税金負債	6,304
その他	1,014
負債合計	487,349
純資産の部	
株主資本	252,288
資本金	66,025
資本剰余金	54,028
資本準備金	36,634
その他資本剰余金	17,393
利益剰余金	138,556
利益準備金	60
その他利益剰余金	138,496
固定資産圧縮積立金	19,614
別途積立金	72,070
繰越利益剰余金	46,811
自己株式	△ 6,320
評価・換算差額等	20,427
その他有価証券評価差額金	14,134
繰延ヘッジ損益	1
土地再評価差額金	6,292
純資産合計	272,716
負債純資産合計	760,065

■ 計算書類等

損益計算書 (2016年(平成28年)3月1日から2017年(平成29年)2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		703,056
売上高		691,353
売上原価		523,173
売上総利益		168,179
その他の営業収入		11,703
営業総利益		179,883
販売費及び一般管理費		169,591
営業利益		10,292
営業外収益		
受取利息及び配当金	4,373	
雑収入	1,114	5,488
営業外費用		
支払利息	1,631	
建物修繕工事引当金繰入額	654	
雑損失	569	2,855
経常利益		12,924
特別利益		
投資有価証券売却益	5,274	
関係会社整理益	876	
その他	60	6,211
特別損失		
固定資産除却損	2,819	
関係会社株式売却損	959	
関係会社株式評価損	1,379	
関係会社事業損失引当金繰入額	658	
減損損失	1,536	
貸倒引当金繰入額	476	
その他	72	7,901
税引前当期純利益		11,234
法人税、住民税及び事業税	3,056	
法人税等調整額	1,512	4,568
当期純利益		6,666

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御中

2017年（平成29年）4月4日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社高島屋の2016年（平成28年）3月1日から2017年（平成29年）2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社高島屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

株式会社 高 島 屋
取 締 役 会 御 中

2017年（平成29年）4月4日

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 金 塚 厚 樹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 田 哲 章 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社高島屋の2016年（平成28年）3月1日から2017年（平成29年）2月28日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年（平成28年）3月1日から2017年（平成29年）2月28日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、業務監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年（平成17年）10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年（平成29年）4月6日

株式会社 高島屋 監査役会

常勤監査役 鋤 納 健 治 ㊟

常勤監査役 平 本 彰 ㊟

社外監査役 武 藤 英 二 ㊟

社外監査役 西 村 寛 ㊟

以 上

MEMO

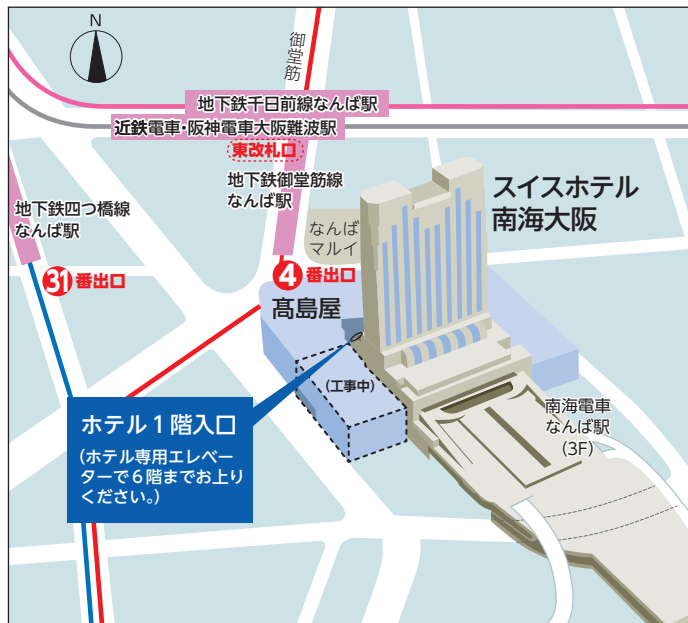
株主総会会場へのご案内

会場

大阪府中央区難波5丁目1番60号

スイスホテル南海大阪 8階 浪華の間

総会受付はホテル8階です。なお、お車でのご来場はご遠慮ください。



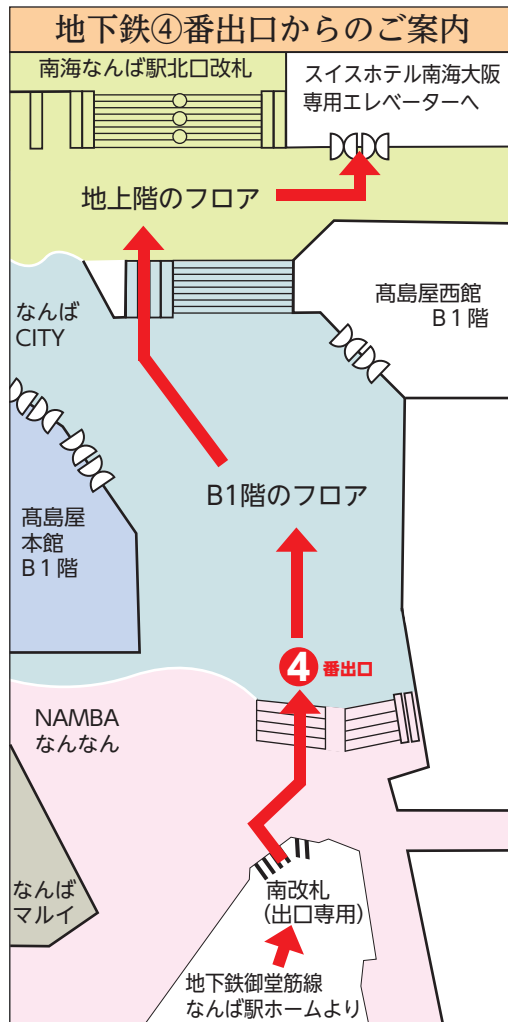
交通のご案内

▶ 地下鉄・近鉄電車・阪神電車の場合

御堂筋線「なんば駅」4番出口、
千日前線「なんば駅」4番出口、
四つ橋線「なんば駅」31番出口、
近鉄電車・阪神電車「大阪難波駅」東改札口が便利です。

▶ 南海電車の場合

北口改札を出て左（西）側のホテル専用入口が便利です。



 **Takashimaya**

ホームページアドレス <http://www.takashimaya.co.jp/>

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

 **VEGETABLE
OIL INK**